

# 民間共同住宅の私設メーター等設置基準

(制定 昭和 62 年 12 月 1 日課長決)

(最近改正 令和 7 年 2 月 27 日)

## 1 目的

この基準は、大阪市水道事業給水条例施行規程第 33 条に定める建物のうち、民間共同住宅における私設メーター等の基準等について定める。

## 2 私設メーター等の設置基準

普通指示方式とする場合は、次に掲げる（1）～（5）の事項に適合すること。

ただし、遠隔指示方式とする場合は、次に掲げる（1）～（6）の事項に適合すること。

### （1）私設メーターの規格は次のとおり

計量法に基づいて製造されたメーターであり、種類は水道メーターとすること。

| 口径(mm)  | 形 式        | 全長(mm)                                     | 取付ねじ部                  |             | 参 考<br>規 格                |
|---------|------------|--|------------------------|-------------|---------------------------|
|         |            |  | 外径／山数<br>(mm) (山／inch) | (注 1)<br>呼び |                           |
| 13      | 接線流羽根車単箱乾式 | 100  | φ 26.441／14            | G 3／4       | JIS B 8570-1、JIS B 8570-2 |
| 20      | 接線流羽根車複箱乾式 | 190  | φ 33.249／11            | G 1         | "                         |
| 25      | 接線流羽根車複箱乾式 | 225  | φ 41.910／11            | G 1 1/4     | "                         |
| 30      | 接線流羽根車複箱乾式 | 230  | φ 47.803／11            | G 1 1/2     | "                         |
| 40      | 接線流羽根車複箱乾式 | 245  | φ 59.614／11            | G 2         | "                         |
|         | たて型軸流羽根車式  | 245  | φ 59.614／11            | G 2         | " (注 2)                   |
| 50～100  | たて型軸流羽根車式  | メーカー汎用品で全長寸法及び取付フランジ寸法は上水規格又は JIS10K 規格とする |                        |             | "                         |
| 150～300 | 電磁式        | メーカー汎用品で全長寸法及び取付フランジ寸法は上水規格又は JIS10K 規格とする |                        |             | "                         |

注 1 J I S B 0202 (管用平行ねじ) B 級

2 メーターアクセサリ主要寸法は接線流羽根車式と同じ

### （2）私設メーターの設置場所

ア 各戸（住宅、店舗、事務所、共同給水設備等）に私設メーターを取り付けていること。

イ メーターは、住居の外から容易に計量、取り替えができること。

ウ メーターは、水平に設置すること。ただし、取付姿勢が表記されているものについては、表記どおりとする。

- エ メーター室は、水の溜まらない構造とすること。
- オ メーター室は、施錠しないこと。
- カ 電気、ガス等のメーターと統括設置する場合は、各メーターの維持管理に支障とならないよう配置すること。

(3) 止水栓等の設置

- ア メーター上流側に止水器具を設置すること。
- イ 止水栓等は、伸縮機能を備えたものを使用すること。
- ウ 止水栓等に部屋番号札の取付けをすること。

(4) 私設メーターの設置標準空間

別図のとおり設置すること。

(5) 受水槽及び直結給水用増圧装置（以下「増圧装置」という。）等の構造等

- ア 受水槽の構造及び受水槽以下の給水設備については、建築基準法施行令第129条の2の5（給水、排水その他の配管設備の設置及び構造）第2項及び、給排水設備技術基準〔建設省告示第1597号〕に基づくほか、「大阪市給排水設備の構造と維持管理に関する指導基準」によること。
- イ 増圧装置及びそれ以下の給水装置、並びに配水管水圧による直結給水においては、本市の「直結給水設計施工基準」に基づいて施工されること。

(6) 遠隔指示メーターシステム

- ア 本市の型式承認を受けたものであること。
- イ 構造
  - (ア) 基メーターは、(1)のとおり。
  - (イ) 発信器のリード線と伝送線との接続は確実に行い、かつ容易に取り外しできるようにすること。
  - (ウ) 電源の供給は、AC100V商用電源を使用すること。
- ウ 集中検針盤
  - (ア) 計量が容易な場所で、建物内1階共用部分に設置すること。
  - (イ) 原則として1棟1カ所に設置すること。
  - (ウ) 計量値表示窓の高さは、床面から1.5m程度とすること。

3 私設メーターの局管理の適用を受けるための条件

私設メーターの局管理を希望する共同住宅は、前項に定める基準のほか、「共同住宅の各戸メーター局管理に関する要綱」に適合していること。

4 提出書類

民間共同住宅の給水装置工事が完了したときは、当該共同住宅の所有者は、「給水設備完成報告書」（當特3-719）を局長に提出すること。

附則

この基準は、昭和61年10月1日から施行する。

この基準は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に規程する確認通知書の通知日が昭和 62 年 1 月 1 日以降のものに適用する。

附則

この基準は、平成 7 年 3 月 1 日から適用する。

附則

この基準は、平成 8 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この基準は、平成 10 年 10 月 1 日から適用する。

附則

この基準は、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この基準は、平成 19 年 5 月 1 日から適用する。

附則

この基準は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この基準は、平成 21 年 5 月 11 日から適用する。

附則

この基準は、平成 23 年 5 月 1 日から適用する。

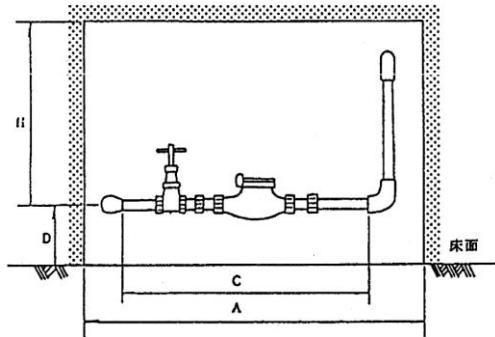
附則

この改正規定は、令和 7 年 2 月 27 日から施行する。

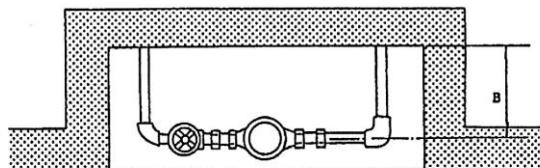
## 別図

### 私設メーター設置標準空間

側面図



平面図



標準寸法 単位: mm

| 口径 | A      | B      | C      | D                | E      |
|----|--------|--------|--------|------------------|--------|
| 13 | 500 以上 | 200 以上 | 300 以上 | 800 以下<br>200 以上 | 400 以上 |
| 20 | 680 以上 |        | 590 以上 |                  |        |
| 25 | 700 以上 |        | 680 以上 |                  |        |
| 30 | 800 以上 |        | 700 以上 |                  |        |
| 40 | 900 以上 |        | 740 以上 |                  |        |

注)

- 1 配管形態により、標準寸法を参考にして、設置すること。
- 2 私設メーターは、次のような箇所に取り付けないこと。
  - ア 手を床に付けたり、床に腹ばいにならないと、作業できない。
  - イ 頭部や身体を狭い空間に入れないと、作業できない。
  - ウ 危険な姿勢をとらないと作業できない。